

別添3 牛原皮流通安定化対策事業

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和3年度畜産業振興事業に係る公募要領（令和3年1月15日付け2農畜機第5539号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体B」という。）とする。

第2 定義

この要綱別添3において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 牛原皮業者

牛の生皮を処理し原皮を製造する事業者であって、次の要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「化製場法」という。）第3条第1項に規定する都道府県知事の許可を受けている者
- (2) 化製場法第8条において準用する同法第3条第1項に基づく都道府県知事の許可を受けている者
- (3) (1) 又は (2) 以外の者であって、都道府県知事の推薦があった者

2 協議会

牛原皮業者及び次に掲げるいずれかの一以上の者から構成されるものとする。

- (1) 牛の原皮をなめし革にする事業者（以下「なめし業者」という。）
- (2) 牛のなめし革から皮革製品を製造する事業者
- (3) 牛の生皮又は原皮（以下「牛皮」という。）からゼラチン・コラーゲンを製造する事業者
- (4) 牛皮からペットフードを製造する事業者
- (5) 3に定める用途区分に係る製造に関係する事業者

3 用途区分

ゼラチン・コラーゲン、ペットフード、皮革製品、その他の牛皮新規用途開発に係る区分、の4区分とする。

4 本事業の対象となる産業分類

日本標準産業分類（平成25年10月改定なめし革・同製品・毛皮製造業）のうち、①「工業用革製品製造業」、②「革製履物用材料・同附属品製造業及び革製履物製造業」、③「革製手袋製造業」、④「かばん製造業」、⑤「袋物製造業」、⑥「毛皮製造業」及び⑦「其他のなめし革製品製造業」の7区分とする。

第3 事業の内容

公募団体Bは、1の取組を自ら行い、又は協議会が行う1の取組及び牛原皮業者が行う2の取組に対し支援する。また、公募団体Bは併せて3の取組を行う。

1 牛皮の新規用途開発

第2の3の用途区分における牛皮の新規用途を開発し販路拡大を図る取組

2 牛原皮業者の経営多角化支援

牛原皮業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和29年法律第72号）（以下「廃棄物処理法」という。）第14条第6項に基づく産業廃棄物処分業許可を新たに取得し、原皮の販売と処理の双方に対応した経営の多角化を図る取組

3 牛皮流通促進

1又は2の事業の円滑な推進を図るための牛皮の用途に係る検討会の開催、事業で用いる牛皮について、国内において飼養管理及びと畜された牛に由来する牛皮（以下「国産牛皮」という。）であることの確認、事業実施状況の現地確認等を行う取組

第4 事業の要件

1 第3の1の取組の実施要件は以下のとおりとする。

(1) 公募団体Bが、第5の4により自らの取組の一部を委託する場合においては、第2の2と同様の要件を満たす組織に委託すること。

(2) 国産牛皮を皮革製品以外の用途区分における新規用途の開発に仕向ける場合にあっては、協議会又は(1)の委託組織（以下「協議会等」という。）の全構成員が令和元年度に国産牛皮を当該用途区分に仕向けた実績がない用途区分において実施すること。

(3) 国産牛皮のうちホルスタイン種雄（去勢牛を含む。）由来のものを除いたもの（以下「和牛等牛皮」という。）を皮革製品の用途区分における新規用途の開発に仕向ける場合にあっては、以下の要件を全て満たすこと。

ア 牛皮の表面処理やなめし方法、傷の補修方法等を新たに和牛等牛皮に用いることによりその品質及び付加価値向上に資する手法で取り組むこと。

イ 第2の4に定める産業分類のうち、協議会等の全構成員がこれまで和牛等牛皮を原料として仕向けたことがない、又は製造したことがな

い産業分類に属する皮革製品の開発に取り組むこと。

ウ 同一の協議会等が開発に取り組む皮革製品は、1製品のみを対象とすること。

エ 試作品には、和牛等牛皮を原料として使用している旨を表示すること。

(4) 本取組は、新規用途開発に係る試作品の製造を行ったうえで試作結果の検証までを行った取組を助成の対象とする。

2 第3の1の取組の対象となる牛皮は以下のとおりとする。

事業実施計画に基づき協議会の構成員である牛原皮業者が供給した国産牛皮を対象とする。

ただし、第2の3の用途区分のうち皮革製品における新規用途開発に仕向ける場合は、事業実施計画に基づき協議会の構成員である牛原皮業者が供給した国産牛皮のうちの和牛等牛皮を対象とする。

なお、原皮需給安定緊急対策事業実施要綱（令和2年4月10日付け2農畜機第269号）第2の1の(1)の補助対象となった牛原皮が、第2の3の用途区分のうち皮革製品以外の用途区分における新規用途開発に仕向けられた場合は事業対象としない。

3 協議会等の要件は以下のとおりとする。

(1) 皮革製品の用途区分における新規用途開発に取り組む場合は牛原皮業者及びなめし業者を必須の構成員とする。

(2) 協議会等の代表者は牛原皮業者とする。なお、1協議会に複数の牛原皮業者が構成員として含まれる場合、これらの中から代表者1者を選出するものとする。

(3) 協議会等は、組織及び運営についての規約を定めているほか、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

(4) 協議会等の構成員となった場合は、同一用途区分において他の協議会に加入することはできない。また、協議会の構成員と会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に定める子会社等又は同法第2条第4号の2に定める親会社等の関係にある者が当該協議会の構成員となつた場合は、それらをまとめて1事業者として取り扱う。

4 本事業以外の他の補助事業の助成対象となっている経費は本事業の補助対象外とする。

5 第3の2の取組の補助対象要件は以下のとおりとする。

(1) 廃棄物処理法第14条第6項に定める産業廃棄物処分業の許可証の交付が事業実施期間内に行われたことが確認できた者を対象とする。

(2) 牛原皮業者は、牛原皮流通効率化計画をあらかじめ作成し、事業所

が所在する都道府県知事に協議の上、事業実施計画と併せて公募団体Bに提出するものとする。

(3) 牛原皮業者による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第10条の4に基づく産業廃棄物処分業の許可申請は、本事業の補助金交付決定に基づき行うこと。

第5 事業の実施

1 実施要領の作成

公募団体Bは、第3の1又は2の事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続き等を定めた実施要領を作成して独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業実施計画の作成

協議会又は牛原皮業者（以下「事業対象者」という。）は、第3の事業を実施しようとする場合、事業実施計画を作成するとともに、事業所が所在する都道府県知事に協議の上、公募団体Bに提出するものとする。なお、牛原皮業者が第3の2の事業を実施しようとする場合は牛原皮流通効率化計画を事業実施計画書に添付し、事業実施計画書と併せて協議するものとする。

3 行動規範等の作成

(1) 牛原皮業者は、第3の2の事業の実施に当たっては、あらかじめ、法令遵守等に関し、実践すべき具体的行動の基準を規定した文書（牛原皮業者が所属する団体が定めた文書を遵守することを誓約した文書又は牛原皮業者自ら作成した文書。以下「行動規範等」という。）を作成し、公募団体Bに提出するものとする。

(2) 公募団体Bは、第3の事業の実施に当たっては、あらかじめ（1）に規定する行動規範等と同様の文書を作成し、第9の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、事業対象者から提出を受けた行動規範等をとりまとめの上、自らの文書とともに理事長に提出するものとする。

4 事業の委託

公募団体Bは、本事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

5 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和2年度から令和3年度までとする。

第6 事業の推進指導等

- 1 公募団体Bは、本事業の円滑な推進を図るため、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県・関係団体との連携に努め、事業対象者に対し、本事業の助言・指導を行うほか、必要に応じて現地調査等を実施するものとする。
- 2 事業対象者は、公募団体B及び都道府県の指導の下、関係機関、関係団体との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 3 都道府県知事は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、本事業の趣旨、内容等の周知徹底、関係者に対する指導その他の必要な支援に努めるものとする。

第7 機構の補助

機構は、予算の範囲内において別表に定める補助対象経費及び補助率により第3に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第8 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

公募団体Bは、補助金の交付を受けようとする場合は、第5の2の規定に基づき事業対象者から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自らの事業実施計画とともに、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の牛原皮流通安定化対策事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体Bは、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の牛原皮流通安定化対策事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出するものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 年度の事業費の30%を超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 公募団体Bは、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様

式第3号の牛原皮流通安定化対策事業概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

- (1) 事業対象者は、事業終了後遅滞なく事業対象者の事業所が所在する都道府県知事を経由して、公募団体Bに対し当該年度に実施した事業の実績を報告するものとする。
- (2) 公募団体Bは、(1)により提出された事業の実績を取りまとめの上、この事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、自らの事業の実績とともに別紙様式第4号の牛原皮流通安定化対策事業実績報告書を理事長に提出するものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

1 公募団体Bは、第8の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 公募団体Bは、1のただし書により申請をした場合において、第8の4の(2)の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。

3 公募団体Bは、1のただし書により申請をした場合において、第8の4の(2)の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の牛原皮流通安定化対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について補助金適正化法第1

5条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第10 帳簿等の整備保管等

1 公募団体Bは、この事業に係る経理については他と区分し適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、公募団体B及び事業対象者に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 牛皮の新規用途開発		1 用途区分当たり 1, 050万円を上限 とする。 各経費において施設、機械の導入経費は補助対象外とする。
(1) 協議会及び新規用途検討会等の開催	協議会の設置及び協議会、検討会等の開催に要する経費	定額
(2) 品質・規格の需要・評価の調査	新規用途先の事業者等が牛皮又は牛皮革に求める品質・規格についての需要調査、試作品に対する評価の調査及び当該調査に係る仕様書の作成に要する経費	定額
(3) 技術開発費	(2) の品質・規格の需要調査で得られた結果に基づき品質・付加価値の向上の方策について検討、技術開発、性能試験の実施に要する経費	定額
(4) 試作品製造 ①牛皮供給費	新規用途開発のための牛皮の供給を推進する費用	定額 原皮 1 枚当たり、新型コロナの影響下での牛原皮販売価格（令和 2 年 1 月から 11 月までの各月において、1 枚当たりの平均牛原皮輸出価格（F O B）に

		東京食肉市場の牛原皮卸売価格（ホルスタイン雄・去勢を除く平均値）を加えて算出した値の平均値相当（100円未満切り捨て））を上限とする。
②試作品製造経費	新規用途開発のための試作品の製造にあたり、国産牛皮（皮革製品用途の場合は和牛等牛皮）を用いたことにより追加で発生した原皮処理又はなめし加工処理に要する経費	定額 なお、各用途区分において試作品を製造する際、協議会等が公募団体Bの承認を受けた、製造機械の制約等から1回の製造工程で必要な原皮数量を1ロット相当とし、試作品製造1回、改良品製造2回の合計3回（ロット）分の製造に要する経費までを対象とする。
(5) 試作品のPR活動費	ポスター、HPでの広告、国産牛皮を用いていることを表示するタグ等の作成等に要する経費	定額
2 牛原皮業者の経営多角化支援	牛原皮業者が産業廃棄物処分業を新たに取得し、牛皮の販売・処理の双方に対応した流通体制を構築する取組に対する促進費	定額 1事業者当たり200万円 (事業実施期間に業許可を取得したものとし、1事業者当たり1回の助成に限る)
3 牛皮流通促進	1及び2の事業の推進に要する経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度牛原皮流通安定化対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度において牛原皮流通安定化対策事業を下記のとおり実施したいので、牛原皮流通安定化対策事業実施要綱第8の1の規定に基づき、補助金円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「牛原皮流通安定化対策事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

区分	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
	円	円	円	
計				

注：1 区分欄は、実施要綱第3に規定された事業の種類ごとに記載すること。

2 備考欄は、事業費の算出根拠等を記載すること。

3 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業開始及び完了予定年月日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙様式第1号の別紙

牛原皮流通安定化対策事業実施計画

1 牛皮の新規用途開発

(1) 協議会等の概要

協議会名	代表者名	代表者住所	構成員	備考

(2) 新規用途開発

協議会名	用途区分	試作品名	事業費	負担区分	
				機構補助金	その他
合計					

2 牛原皮業者の経営多角化支援

牛原皮業者名	許可取得予定時期	取得場所	業の種類	スケジュール	備考

3 牛皮流通促進

区分	事業費	負担区分	
		機構補助金	その他
合計			

別紙様式第2号

令和 年度牛原皮流通安定化対策事業補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった牛原皮流通安定化対策事業について、下記の理由により変更したいので承認されたく、牛原皮流通安定化対策事業実施要綱第8の2の規定に基づき申請します。

記

1 変更する理由及び内容

2 関係書類

別紙様式第1号の記の様式によるものとし、変更に係る部分については、変更前を括弧書きで掲載すること。

別紙様式第3号

令和 年度牛原皮流通安定化対策事業概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定のあった牛原皮流通安定化対策事業について、下記により金 円を概算払により支払われたく牛原皮流通安定化対策事業助成実施要綱第8の3（2）の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額	今回概算 払請求額	残額
	事業費	補助金	事業費	補助金	事業費 出来高			
	円	円	円	円	%	円	円	円
計								

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先

別紙様式第4号

令和 年度牛原皮流通安定化対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった牛原皮流通安定化対策事業について、下記のとおり実施したので、牛原皮流通安定化対策事業実施要綱第8の4の(2)の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
(別紙様式第1号の別紙に準じて作成する。ただし、計画を上段に()書きで記載し、下段に実績を記載するものとする。)
- 3 事業開始及び完了年月日
- 4 事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	交付決定額		事業実績		概算払額	精算額
	事業費	補助金	事業費	補助金		
	円	円	円	円	円	円
合 計						

注：1 それぞれの事業項目ごとに記載すること。

2 支出実績を証する書類は次のとおりとする。

①牛皮の新規用途開発

ア 試作品製造のために牛原皮業者から協議会に供給した牛皮枚数

を証する書類

- イ 試作品製造に係り国産牛皮や和牛等牛皮を用いたことにより追加で発生した原皮処理又はなめし加工処理に要した経費を証する書類
- ウ 別紙様式第4号の別添「試作結果報告書」
- エ 試作品のPR活動に要した経費を証する書類
- オ その他

②牛原皮業者の経営多角化支援

- ア 対象事業者が産業廃棄物処分業の許可を取得した事実を証する書類
 - イ その他
- ③その他必要な書類

5 振込先

別紙様式第4号の別添

試作結果報告書

協議会名：

代表者名：

1 試作品①

	内容	備考
用途区分 (皮革製品の用途区分の場合は該当産業分類も記載すること)		
試作品名		
製作数量(又は個数)		
使用した原皮等枚数		
事業実績	事業費 円 補助金 円	
試作結果 (製作ロットの詳細や改良検討事項等を記入すること)		1ロット〇枚 試作回数〇回
試作品の販売状況		

2 試作品②

	内容	備考
用途区分 (皮革製品の用途区分の場合は該当産業分類も記載すること)		
試作品名		
製作数量(又は個数)		
使用した原皮等枚数		
事業実績	事業費 円 補助金 円	
試作結果 (製作ロットの詳細や改良検討事項等を記入すること)		1ロット〇枚 試作回数〇回
試作品の販売状況		

注：作成した試作品ごとに作成すること

別紙様式第5号

令和 年度牛原皮流通安定化対策事業に係る仕入れに係る
消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった牛原皮
流通安定化対策事業補助金について、牛原皮流通安定化対策事業実施要綱第9
の3の規定に基づき下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還
します。(返還がある場合は、記載すること))

記

1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け
農畜機第 号による額の確定通知額)

金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 金 円

4 補助金返還相当額 (3 - 2)
金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確
認できる資料も併せて提出すること）

- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料